

児 発 第 365号
平成10年5月1日

| | | |
|--------|-------------|----------------|
| [一部改正] | 平成11年4月30日 | 児発第417号 |
| | 平成12年5月19日 | 児発第520号 |
| | 平成13年8月2日 | 雇児発第507号 |
| | 平成14年11月11日 | 雇児発第1111004号 |
| | 平成15年12月22日 | 雇児発第1222006号 |
| | 平成16年6月10日 | 雇児発第0610002号 |
| | 平成16年12月3日 | 雇児発第1203003号 |
| | 平成17年1月4日 | 雇児発第0104002号 |
| | 平成17年6月1日 | 雇児発第0601004号 |
| | 平成18年6月27日 | 雇児発第0627010号 |
| | 平成19年2月1日 | 雇児発第0201002号 |
| | 平成21年6月29日 | 雇児発第0629001号の9 |
| | 平成22年4月12日 | 雇児発0412第6号 |
| | 平成24年4月5日 | 雇児発0405第4号 |
| | 平成27年12月11日 | 雇児発1211第9号 |

都道府県知事
各指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生省児童家庭局長

措置費等支弁台帳について

児童入所施設措置費等国庫負担金の経理事務の処理に関しては従来から格段のご協力を煩わしているところであるが、今般、措置費等支弁台帳について次のとおり改正し、平成10年度の措置費等（運営費）の経理事務から施行することとしたので、これが円滑に実施されるよう期せられたく通知する。

おって、平成9年5月28日児発第374号の5本職通知「措置費支弁台帳について」は廃止する。

ただし、平成9年度分以前までの経理事務費については、なお従前の例によるものとする。

第1 措置費等支弁台帳の整備について

都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）又は市町村は、その児童福祉施設等に対し各月支

弁した措置費等について、児童入所措置費支弁台帳（総括表、施設表）別表第1号様式から第3号様式により措置費等支弁台帳（以下「支弁台帳」という。）を作成しなければならないこと。

ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項に基づく保育の措置については、児童入所措置費支弁台帳別表第1号様式により総括表を作成するほか、子どものための教育・保育給付費支弁台帳（施設・事業所表）別表第2号様式に準じて施設・事業所表を作成しなければならないこと。

なお、支弁台帳の記載については、別紙の「措置費等支弁台帳の記載要領について」及び「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成27年8月21日府子本第271号、27初幼教第19号、雇児保発0821第2号 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「子どものための教育・保育給付費支弁台帳の記載要領について」によって迅速かつ的確に行うこと。

第2 支弁台帳と関係書類との関連について

支弁台帳は、措置費等の経理事務を処理する基礎的基本台帳であり、支弁台帳と各種の手続き書類等の処理との関連は次のとおりであるから、その関連性に十分留意し、その適正なる処理を期されたいこと。

1 国庫負担金交付申請との関連

国庫負担金交付申請書に係る関連書類の所要額の算出基礎は、支弁台帳の実績等を基礎として別に定めるところによって行うものであること。

2 国庫負担金所要額調書との関連

従来からの毎年の国庫負担金の年間所要額調書の作成については、原則として12月分までの実績は支弁台帳の数値によることとし、これに1月分から3月分までの見込額を計上することを基本とし、別に定めるところによって行うものであること。

3 精算書との関連

精算書及びその添付書類の作成については、支弁台帳の数値によることを基本とし、別に定めるところによって行うものであること。

第3 その他について

1 様式の修正等

都道府県は、この通知の別表の各様式に定められている事

項のほかに必要と認める事項を加えてこれを定めて差し支えないこと。

なお、支弁台帳の写を、市町村が都道府県に、都道府県が当省にそれぞれ提出することとなる場合の便宜を考慮し、たとえばコピーができる用紙を用いる等、適宜の配慮を加えること。

別表第1号様式

平成 年度児童入所施設措置費等支弁台帳（総括表）

| 区分 | 月別 | 4月分 | | | 5月分 | | | 6月分 | | | 第1・四半期分 | | |
|-------------------------|-----|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|
| | | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 |
| 児童養護施設 | 人 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | 人 | 円 | 円 | |
| | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | |
| 児童自立支援施設 | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | |
| 里親 | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | |
| 情緒障害児 短期治療施設 | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | |
| 乳児院 | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | |
| ファミリーホーム | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | |
| 自立援助ホーム | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | |
| 母子生活支援施設 | | | | | | | | | | | | | |
| 助産施設 | | | | | | | | | | | | | |
| 保育所、認定こども園、 家庭的保育事業等 | | | | | | | | | | | | | |
| 合計（年間） | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | [] | [] | | |

| 7月分 | | | 8月分 | | | 9月分 | | | 第2・四半期分 | | | 今期末までの 累計額 | | |
|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|
| 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 |
| 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |

| 10月分 | | | 11月分 | | | 12月分 | | | 第3・四半期分 | | | 今期末までの 累計額 | | |
|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|
| 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 |
| 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |

| 1月分 | | | 2月分 | | | 3月分 | | | 第4・四半期分 | | | 合計（年額） | | |
|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|
| 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 | 初日 措置 人員 等 | 支 弁 額 | 徴 収 金 |
| 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 | 人 〔 〕 | 円 〔 〕 | 円 |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | | 〔 〕 | 〔 〕 | |

別紙

措置費等支弁台帳の記載要領について

第1 児童入所施設措置費等支弁台帳関係

1 総括表（第1号様式）の記載要領

- (1) この表は、次の施設表（第2号様式及び第3号様式）の数値を毎月施設種別及びその都道府県（市町村）単位に集計して作成すること。
ただし、児童福祉法第24条第5項又は第6項に基づく保育の措置については、子どものための教育・保育給付費支弁台帳（施設・事業所表）別表第2号様式に準じて作成した施設・事業所表の数値を毎月市町村単位に集計して作成すること。
- (2) 「初日措置人員等」の欄には施設表の「初日在籍人員」の「措置人員等」の欄の数（児童養護施設等の括弧内書の数の集計を要せず。）を、「支弁額」の欄には施設表の当該施設の「支弁額(計)」の欄の額（事務費加算額、乳児院病虚弱児等児童加算費等別掲のものも区別を要せず、一括して）をそれぞれ集計して記載すること。
なお、「徴収金」の欄には、その月分の徴収基準の基準額による額を集計して記載すること。
- (3) 「各四半期分」、「今期末までの累計額」及び「合計(年間)」の各欄にはそれぞれ当該累計額を記載し、都道府県（市町村）の支弁額等の経理の状況を明確にしておくこと。
- (4) 総括表及びこの記載要領中「(市町村)」とある字句は、母子生活支援施設及び助産施設の市町村支弁分に用いる場合を指すこと。

2 施設表（第2号様式）の記載要領

- (1) この表は、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム及び母子生活支援施設については個々の施設単位に、里親については一括して、それぞれ児童入所施設措置費等請求書等を基礎とし、その月分についてその施設等に対し児童入所施設措置費を支弁（精算）した都度（公立施設についてはその月の終了後）所定の事項を記載すること。
- (2) 「施設名」の欄には、他の都道府県（市町村）の区域に所在する施設への委託児童等があるときは、その施設名の字句は、括弧書（たとえば（〇〇学園）のように）すること。
- (3) 「定員」の欄には、同一の施設に対し2以上の支弁義務者によって事務費の支弁が行われている場合で、関係支弁義務者が協議を行い、いわゆる協定人員を基礎として支弁することとしている場合においては、当

該協定人員を当該欄の下段に括弧を付し内書すること。なお、母子生活支援施設については世帯数を記載すること。

- (4) 経営主体等についてその年度中に異動があったときは、「変更」の欄にこれを記載し、かつ、その変更年月日を記載すること。
- (5) 「措置延人員等」の欄には、当該都道府県（市町村）が支弁する人員についてのみ記載すること。ただし、児童養護施設において乳児、1歳児、2歳児又は年少児に対する事務費の加算額の支弁が行われている場合にあっては、その数を当該欄下段に乳児、1歳児、2歳児、年少児の順に4段に記載するものとし、乳児院において一般分保護単価が2歳未満児分、2歳児分又は3歳以上児分に対する支弁が行われている場合には、その数を同じく2歳未満児、2歳児、3歳以上児の順に3段に記載するものとし、母子生活支援施設については、世帯数を記載すること。

なお、里親が一時的な休息のための援助を受ける経費に係る「初日 dalam 籍人員」及び「措置延人員等」については[]書きで別掲とすること。

- (6) 「事務費」の「保護単価」の欄には、「保護単価設定表」に記載の「設定単価(コ)」を記載することとし、「金額」の欄には、児童養護施設において乳児加算、1歳児加算、2歳児加算、年少児加算、特別指導費加算、学習指導費加算、心理療法担当職員加算、指導員特別加算、看護師加算、基幹的職員加算、小規模グループケア加算、里親支援専門相談員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で14段にその額を適宜記載し、乳児院の指導員特別加算、心理療法担当職員加算、基幹的職員加算、小規模グループケア加算、里親支援専門相談員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分（2歳未満児、2歳児、3歳以上児）の下段にこの順で7段にその額を記載し、また、母子生活支援施設の特別生活指導費加算、学習指導費加算、心理療法担当職員加算、夜間警備体制強化加算、保育機能強化加算、個別対応職員加算、基幹的職員加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で9段にその額を記載し、情緒障害児短期治療施設の学習指導費加算、基幹的職員加算、小規模グループケア加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で5段にその額を記載し、また、児童自立支援施設の学習指導費加算、基幹的職員加算、小規模グループケア加算、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の加算額の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で5段にその額を記載し、ファミリーホームの学習指導費加算の加算額、第三者評価受審費加算及び賃借費加算の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で3段にその額を記載し、自立援助ホームの第三者評価受

審費加算及び賃借費加算の支弁が行われているときは、一般分の下段にこの順で2段にその額を適宜記載すること。

また、ボイラー技士雇上費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費及び入所児童（者）処遇特別加算費を支弁したときは、その額を該当欄下段に別掲すること。なお、「支弁率」の欄には、当該施設に対し2以上の支弁義務者があり、支弁率に基づいて事務費の支弁が行われている場合にのみ記載すること。

- (7) 「措置延人員等」の欄には、その月中における措置児童等に係る入所又は通所延人員数を記載すること。
- (8) 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費については、「生活諸費」欄に記載することとし、この経費のみを上段に[]書きで記載し、中段には上段以外の経費を、下段には上段と中段の合計額を記載すること。
- (9) 生活諸費以外の事業費の各費用の欄には、当該費目について交付要綱による所定の保護単価により算定したその月分の支弁額を記載すること。
- (10) 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設において「結核性虚弱児加算費」を支弁した場合には、乳児院病虚弱等児童加算費の欄に記載すること。
- (11) 里親に用いる場合においては、「定員」、「私的契約人員」及び「計」欄には、記載を要しないこと。
里親手当は「事務費」の「金額」の欄に記載すること。また、里親受託支度費を支弁した場合には、里親手当に加算し、「事務費」の「金額」の欄に記載すること。
なお、専門里親・親族里親についても同様の取り扱いとすることとし、また、ファミリーホーム受託支度費は「事務費」の「金額」の欄に記載すること。
- (12) 給与改定による事務費の保護単価の引き上げに伴い数月分の差増額を一括して支弁したときは、その実際に支弁した月の欄（たとえば、2月の場合は「2月分」の欄）に既定分及び差増額の順に2段に別掲すること。
- (13) 支弁額の誤り等発見し、この台帳の金額等を補正するときは、上記(12)の取り扱いに準じその実際に出納事務を処理した月の欄に既定分及び増減額の順に2段に別掲し、かつ、必要に応じその内訳の明細を欄外又は付表に明確にしておくこと。
- (14) この表を旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）

に用いる場合は

| |
|--------------|
| 寒冷地手当の |
| 級 地 区 分 |
| 新 1. 2. 3. 4 |

 とあるのは

| |
|-----------------|
| 寒冷地手当の |
| 級 地 区 分 |
| 旧 1. 2. 3. 4. 5 |

 読み替え

ること。

- (15) 施設表及びこの記載要領中「(市町村)」とある字句は、母子生活支援施設の市町村支弁分に用いる場合を指すこと。

3 施設表(第3号様式)の記載要領

- (1) この表は、助産施設について、児童入所施設措置費等請求書等を基礎として、その月分についてその施設に対し児童入所施設措置費を支弁(精算)した都度(公立施設についてはその月の終了後)所定の事項を記載すること。
- (2) 「入所人員」の欄には、その月中に新たに児童福祉法第22条による助産の実施により入所した人員のみを記載(したがって前月から引き続いて入所している者の記載を要せず)し、「私的契約人員」の欄には、記載しないこと。
- (3) 「入院料」の「入所延人員」の欄には、医療費の支弁対象となった入院日数の延人員を記載すること。
- (4) 以上に掲げているもののほか、施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業)が支弁されている場合にあつては、「施設機能強化推進費」の欄を加えること。又、「施設名」、「定員」、「入所人員」、「金額」の欄の記載については、それぞれ児童養護施設等の施設表(第2号様式)の記載要領に定めるところによること。